

介 保 号 外  
令和2年5月15日

高齢者福祉施設・介護サービス事業所等の管理者 殿

奈良県福祉医療部  
介護保険課長

緊急事態宣言解除後の福祉施設・事業所等における  
新型コロナウイルス感染対策について

新型コロナウイルス感染症対策への取組にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、緊急事態宣言の発令期間中は、利用者の方々やその家族の生活の維持のため、継続してサービスを提供していただきましたことに感謝いたします。

さて、令和2年5月14日政府において本県を含む39県について、緊急事態宣言解除が決定されたところですが、社会福祉施設等が提供する各種サービスは利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染症防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続されることが重要です。

つきましては、各施設・事業所におかれまして、下記事項を徹底のうえ、引き続き感染拡大防止につとめていただきますようお願いいたします。

**【施設・事業所内で徹底いただきたい事項（委託事業者を含む）】**

記

1. こまめな手洗い、咳エチケットなど、基本的な予防策を徹底してください。
2. 利用者について、発熱等の症状の有無を確実に確認してください。また、過去2週間以内の県外への訪問の有無や身近に発熱などの症状を有する人がいたかどうかの確認を徹底してください。
3. 職員の出勤前の検温や体調管理を十分に行ってください。
4. 体調不良（せき・発熱等）の職員は、無理に勤務しないよう徹底してください。
5. 不要・不急の面会の自粛並びに原則建物内での面会の禁止を徹底し、利用者とその家族等の方へ周知してください。

6. 換気の悪い密閉空間に、多数の人が密接して集まることは避けてください。
7. マスクをはずして飲食をする機会に距離を保つなど、ソーシャルディスタンスを確保してください。
8. 職員の休憩スペースの環境整備に配慮してください。(入室前後の手洗い徹底、共用物品の定期的な消毒、常時換気、利用人数の制限、対面での食事や会話の制限など)
9. 職員の皆様は、勤務時間の内・外を問わず、不要・不急の外出を控えるようにしてください。

※ 利用者とその家族等にも上記事項を周知のうえ、ご理解・ご協力を得るよう努めてください。